

◆入会案内の内容

入会をお考えの方へ

福島県歯科医師会は、県内唯一の学術専門団体として、県民の地域歯科保健の普及向上を図る目的で設立された、公益法人です。会員は、「かかりつけ歯科医」として、地域に密着した歯科医療の推進、地域保健活動を通じて社会的な使命を果たしています。

公益社団法人 福島県歯科医師会は、医道の高揚、県民の歯科医療の確立及び公衆衛生・歯科保健の普及向上、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって県民の健康と福祉の増進に寄与することを目的としています。

入会のメリット

入会すると次のようなメリットがあります。

各種保険の団体割引

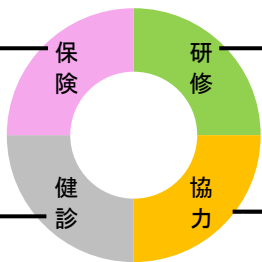
・日歯共済・福歯共済・みちのく共済等の共済や日歯年金等の企業年金の他、保険については損害保険代理店「ハッピーライフ」を運営しています。もしもに備えての歯科医師賠償責任保険や所得補償保険、福島県歯科医師会グループ保険等々、様々な保険が用意されており、加入される場合の保険料が団体割引料金となる等、かなりお得に加入することができます。また、常に担当職員が説明できる体制を整えています。



研修会等への参加

・施設基準等に係る本会主催の研修会を無料で受講でき、施設基準の届出に必要な受講証の発行を行います。
・医療知識・技術向上のサポートをするため学術講演会等を無料で受講できます。
・診療報酬改定時は、変更点を含む分かりやすい小冊子・資料を会員向けに作成し、各地域で説明会も開催しております。
・県警と協力し、身元確認の為の研修会も実施しています。

・健診事業に参加できます。
◇事業所歯科健診 ◇乳幼児歯科健診
◇妊産婦歯科健診 ◇節目歯科健診
・その他、地域公衆衛生活動
6月の歯と口の健康週間や11月のうつくしま、ふくしま。歯の祭典等の地域保健活動を行っており、県民の歯科受診意欲へ効果を上げています。



・県内に12の地域歯科医師会があり、休日救急・障がい者歯科診療への協力を通じて地域の医療・保健・福祉に貢献すべく活動を行っています。また、地域での学会や研修会等も開催しており、同じ地域の同種同業の仲間として、情報の共有や助け合い等、福島県歯科医師会会員は、多くの会員が協力し、支え合っています。

健診事業への参加

会員同士の協力

様々な相談ができます（相談無料）



相談



保険の詳細

- 1.各機関への届出等のご相談に担当職員ができる限りのお手伝いをさせていただきます。
◇東北厚生局への届出（開業時の保険医登録や勤務医の雇用・開設者変更・住所変更・施設基準の届出等）
◇保健所への届出
◇日本年金機構への届出
◇ハローワーク・労働基準監督署への労働保険の届出（事務組合委託事業所）
- 2.医事紛争のご相談に嘱託弁護士が法律的サポートをしますので安心です。
- 3.税務相談のご相談に嘱託公認会計士・税理士が相談に応じます。
- 4.レセプトの返戻・査定のご相談に担当職員または担当理事が相談に応じます。
- 5.様々な保険の加入のご相談に担当職員が何時でも対応いたします。



歯科医師国保組合へ加入できます。

1. 福島県歯科医師会へ入会すると「福島県歯科医師国民健康保険組合」へ加入できます。
2. 院長が歯科医師国保へ加入すると、ご家族やスタッフも加入できます。
3. スタッフの保険料は、報酬に関係なく定額になるので、報酬の高い方程お得です。賞与時の保険料は掛かりません。
4. 歯科医師国保は、様々な事業を行っています。
 - ・入院15日以上で傷病手当金が支給されます。
 - ・健康診断は、被保険者全員が基本健診を無料で受診できます。がん検診等の様々なオプション検査については半額で受診することが可能です。
 - ・インフルエンザ・B型肝炎・風しん・肺炎球菌の予防接種の補助を行っています。



労働保険事務組合へ加入できます。

1. 福島県歯科医師会へ入会すると「福島県歯科医師会労働保険事務組合」へ労働保険事務を委託することができます。
2. 委託手数料等が低料金です。(税別)

◇加入料	960円	一事業所(加入時のみ)
◇事業所平等割	1,910円	労働者及び被保険者10人まで一事業所
◇労働者及び被保険者割	480円	労働者及び被保険者1人につき

※例えば、労働者及び被保険者3人の事業所:委託2年目だと、年間3,350円

3. 委託のメリット

- ◇労災保険に保護の対象とならない事業主・家族従事者なども、特別加入制度により、労災保険への加入が可能となります。
- ◇労働保険の概算保険料は、40万円以上でなければ分割納付できないことになっていますが、労働保険事務組合に委託することにより、金額に関わらず3回に分けて納付できます。
- ◇手数料が、低料金で事務を委託することができます。
- ◇労働保険事務組合が一括して事務処理を行うので、事務員などに係る費用や煩雑な書類作成の手間や労働基準監督署・ハローワークへ出向かれる時間が軽減できます。

*** 労働保険事務組合とは ***

事業主が、本来行うべき労働保険の事務処理などにおいて、事業主の事務負担を軽減するため、中小事業の事業主を構成員とする事業主の団体が、厚生労働大臣から認可を受けて、その事業主の代わりに、それらの事務処理を行うのが「労働保険事務組合」です。



その他

1. 安価なレセコンソフトの紹介を行っています。
2. 院内掲示物の提供(施設基準に適合)を行っています。
3. 「点数表の解釈(青本)」が割引適用価格で購入できます。
4. 診療報酬請求に関する保険ニュースを発行し、法令改正等の情報を速やかに受取ることができます。
5. 本会オリジナル本「歯科保険診療請求上の留意点」を提供しています。
(改正点や診療請求上の疑問が分かりやすく記載されています。)
6. 地域歯科医師会においても研修会等が年に数回開かれています。
(施設基準や医療技術の向上、保険請求の疑問にも対応しています。)
7. 本会ホームページには、「会員のページ」があり、歯科医院に必要な情報提供の他、各種届出用紙のダウンロードが可能です。
8. カルテ、請求書、領収書、情報提供文書等の頒布を行っています。
9. 歯科医療従事者無料職業紹介所を設置しており、歯科医院での勤務を希望される方にご登録いただき、ニーズに合う歯科医院への紹介を行っています。
10. 各地域にて歯科助手認定講習会を毎年開催し、歯科助手の育成にも力を入れています。